

全に目的を達成し得るか、或は單に天幕に代ふるに假建築を以てするに止るが如き簡易の施設を以て足れりとすべきか、大に研究の餘地ある問題と謂ふべきである。

第三編

各診療機關の活動

第一章 臨時赤羽病院

本院は平時の「恩賜財團濟生會病院」を臨時に擴張したものであつて、事業は震災前から繼續して居り、後になつて震災以降大正十三年六月末日迄の事業を臨時事業とし、其期間「恩賜財團濟生會臨時赤羽病院」と呼ぶ事に定められたのである。それで本院の活動は震災の第一震から始まつて居る。

第一節 罹災の概況及之に對する臨機處置

一、建造物其他の被害

三十二棟、總坪數二千七百十七坪餘を有する「恩賜財團濟生會病院」は、九月一日の大激震に因り全部大破損を蒙り、屋瓦は滑落し、壁は剝落し、修理を加へざれば直ちに使用し得るものなく、殊に煉瓦造平屋建六十一坪の蒸汽機關室は其被害最も激甚にして、壁は潰へ、屋蓋は墜ち、蒸汽傳導装置の一部を破壊し、使用を全く不可能ならしめた。

各病室、診察室、手術室、検査室、調劑室等の備附機械器具類は、戸棚と共に轉

倒し、硝子類は破損し、金屬製品は藥液に浸つて腐蝕せられて殆ど用を爲さず、又藥品倉庫の貯藏品も其約五割は使用に堪へぬやうになつた。其の他水道、電燈、電話の設備は悉く破損して、一時に活用を停止したのである。

二、職員の被害

震災當時本院の職員は院長以下百三十三名あつた。其中戸田事務長が救護作業中輕傷を受けたる外異状は無かつたのであるが、一日の午後になつて、許可を得て本人住宅に歸つた調劑員神田守出氏が、遂に行衛不明になつたのは哀悼の至りである。

本人の身體には別條なくとも、住宅に被害を受けた者は類焼者十九名全潰者七名に及んだ。是等の人々は自家の罹災にも拘らず、震災後本院の非常勤務に一身を忘れて勵精したのである。

三、防火及患者の避難

第一震と同時に大谷病院長は事態頗る重大なるを直覺し、先づ第一に防火の處置と、患者の庇護とに向つて、自ら院内を奔走して指揮監督したのであつた。其中でも第一検査室の前迄來た時には、室内の藥瓶が倒壊し、白煙濛々として窓口より噴出する有様であつたが、其室の受持看護婦倉知良子及居合せたる醫員安丸明正並に出入商人酒井喜代太郎の三名を指揮督勵して、小使室から灰を運んで來て床上に溢れたる藥液に打ち掛け、次で「シャベル」にて掬つては戸外に運び去り、遂に發火を防止し得たのは實に危い處であつた。院長以下の此の沈勇と機轉とによつて火災を免れたのは、單に本會のみの幸に止まらぬであらう。

震災當時本院には百二十四名の入院患者を收容して居り、又當日の外來患者も控室や各診察室に多數残つて居つた。外來患者の方は醫員看護婦の指揮で、夫れゝ適宜に歸宅させ、入院患者は先づ各病室の寢臺の下に隠れ、次で餘震の緩なる間に職員の誘導に依つて、病院構内東方の空地に全部集合させ、病室から寢臺や藁布團、毛布の類を運び出して、病床を調

へ、敷布を縫ひ合せて急造天幕とし、以て屋外臨時避難病室としたのである。次て起つた芝方面の火災は、段々病院の方に迫つて来る模様であつたから、第二避難所を麻布盛岡町高松宮殿下御用地に豫定し、一方避難準備を爲すと共に、時々刻々火災方面に偵察を放つて、避難の時機を失はぬ様に警戒怠りなかつたのであるが、幸にして翌九月二日午前五時火勢衰へ、漸く危険界を脱することが出来た。併し未だ餘震は頻々として襲つて来るので、到底速に患者を病室に復歸せしめる事が出来ない状態であつたから、更に第二段の設備として、丸太の支柱に四分板を屋根にして急造病室を造り、稍雨露を凌ぐ事を得た。此急造病室には、本病室の應急修理の出来上つた九月八日(一部は九日)迄避難して居つたのである。此間食料、飲用水、藥物其の他一切の物資缺乏を極め、到底平時に於て想像だも及ばぬ困厄の中に於て、幸ひに患者の病狀にも著しき影響を認めず、終始患者の信頼を繋いで、避難を完うし得たのは、院長以下職員一致協力して盡した、異常の犠牲的努力の賜である。

四、罹災傷病者の救護

病院收容中の入院患者を避難せしめて居る間に、既に第一震に崩壊した病院附近の煙草專賣局赤羽分局、日本電氣株式會社、村井銀行支店等から罹災負傷者を送つて、來忽ちにして二百名を數へ、爾後逐次新傷病者を加へ、更に慈惠會醫院、鐵道病院、東京病院等全焼した病院からも入院患者が避難して來て、本院構内の避難所に、一時一千名の傷病者を預つて居つた。是等の患者は最初の二三日は全部外傷患者、而も重傷者であつた。輕傷の者は斯る重大の時期には到底醫者を防ふ餘裕の無い事を證明して居る。外傷の中には屋瓦又は梁木等の墜落により打たれたる、頭部其他上半身の挫傷、裂傷等が多く、來院途中並に來院後死亡したる者が二十四名あつた。九月三日頃から漸次内科患者が來るやうになつた。其の大部分は急性の胃腸病で、飲料水及び食物の不良、殊に平素慣れざる玄米食に因る消化不良が多くあつた。又來集患者の中には震災の精神感動に依

り、産氣を促したる妊婦も交つて居つた。屋外に衝立を圍みて、應急産室を設け、其中に於て分娩を取扱つた數も三名あつた。

五、治療材料、糧食及水の補給

地震と共に院内各所の材料戸棚は多く轉倒し、器械、藥品其の他の治療材料も殆ど使用に堪へぬやうになり、藥品倉庫の品物も約半數は廢物となつた。唯手術室及其附屬室が比較的損害が少かつた。危険を慮つて警戒に出張して來て居る警察官の制止するにも拘らず、看護婦等が餘震の間を冒し、身を挺して手術室其他の各所から、必要な醫療器械、材料、藥品等を持ち出したのと、調劑員等が附近の藥店から買ひ求めて來た消毒藥等で、急場の間に合せたのであつた。次で星製藥株式會社から錠劑を購入し、極度の節約をして使用した時期もつたが、九月下旬の頃に至り臨時震災救護事務局から、稍充分なる配給を受くるに至つた。

糧食は本院では請負になつて居つたのであるが、非常の際到底契約を遂

行する事は出來ないので、院長は早速在庫米を調査させて見たるに、白米二俵あつたに過ぎず、又看護婦寄宿舎の賄にも白米二俵と一斗を剩すに過ぎぬ事を知り、食料購入の急に逼つた折柄、本部にも病院にも手元に現金が無く、止むなく院長の私金と、九月二日避難して來た藤浪「レントゲン」科醫長の私金とを併せ、薩摩芋、馬蹄薯、里芋等を購入し、三日には三田警察署から玄米二俵、白米一俵、米利堅粉二袋、梅干及生魚一箱の配給を受け、屋外急造竈を以て、看護婦にも手傳はせて芋粥を作り、一時患者職員其他使用人夫等を賄つて一時の急を凌いだのである。

上水道は地震と共に止つて、九月十四日漸く通水する迄二週間、看護婦と傭人等が「バケツ」類を携へて次の井戸から水を運び、治療用、飲用、其他雜用一切の水を辛ふじて間に合せた。

- 一、三田一丁目出入商人酒井喜代太郎及飯倉五丁目出入商人松浦源三郎方井水(以上継続的)

- 二、桂公爵邸、蜂須賀侯爵邸及芝公園内井水(以上時々)

六、構内取締及火災警備

震災當時は火災の危険、流言蜚語に因る不穩等にて人心不安を極めたるを以て之に對する警戒の必要あり、最初は全職員を督勵して交互に構内を警邏し、一方陸軍警備隊に交渉し九月四日から上等兵以下九名の兵卒を得て、之に警備を委託し、七日兵卒の引揚後は在郷軍人團の援助を受け、一般秩序の恢復する迄三名宛構内に駐屯し、一時間毎に巡邏警戒を行つた。

第二節 臨時事業擴張

一、建築物及病床増設

本院は震災前病床百七十六を設備してあつたが、震災被害を應急修理し、

極力收容力を増加し、假病室も加へて一時三百三十床に達した。一方本會の臨時事業經營に伴つて、バラック式建築を増築し、六百人を收容するの計畫を樹て、構内東方空地を利用し、九月二十四日起工し、十月十三日に至つて新病棟四(坪數七百八坪餘)を落成し、之に二百三十一床を備へ、翌大正十三年一月十六日更に重症病室として一棟を落成し、之に病床二十を容れ、新病室の完成に伴つて舊病室の病床を整理し、結局五百五床を設備した。

病床設備現在表

臨時赤羽病院

期 日	大正十二年 八月末	同 年 九月	同 年 十月十二日	大正十三年 一月十六日以降
現在數	一七六	二七三	五六四	五〇五

病室の外看護婦の増員に伴つて寄宿舍、浴室、渡廊下も假増築し、新築全坪數七百九十九坪餘に及んだ。

在來の建築物も、最初の間は廊下に敷いてあつた「リノリウム」を剥いで

屋根を覆ふて其の雨漏りを防ぎ、九太の支柱で保強工事を施して一時を凌いで居つたが、時日の経過と共に著々復舊工事を施し、屋根の修繕工事、三十八棟、千九百三十一坪、壁の修繕工事十五棟、二千八十二坪に及んで居る。機關室丈けは應急工事を以て漸く九月二十一日に至り通氣するを得たるも、本建築は一年後未だ完成するに至らなかつた。

病床には初めの間は臨時震災救護事務局から配給を受けた米國寄贈の「ブック」張寢臺を使用して居つたが、豫め本會にて注文してあつた米國製鐵寢臺の到着するに及んで、漸次之と交換した。

本院在來の蒲團類は、假小屋及舊病室復歸の後にも、雨漏りの爲め汚損し、大部分使用に堪へぬやうになり、新注文品の漸次出來する迄、或は木棉と棉布とを買つて看護婦に急造させ、或は配給品の毛布丈けで間に合せて居つたが、後には注成品も出來上つて豊富に整備することが出來た。

二、醫療器械の新調

醫療器械類は、最初の間東京で調辨する事は不可能であつたので、既に震災直後、大阪方面に於て買入るゝの計畫を以て、九月十七日本院の張谷外科醫長を軍艦に便乗して下阪せしめ、九月二十八日同醫長は其目的を達し、多數の器械類を購入して歸京した。其他臨時震災救護事務局からも一部の配給を受け、漸次東京でも購入するを得る時期に至つて略完全に整備したのである。

三、職員増員

職員は震災前院長以下百三十三名であつたが、臨時事業の擴張に伴つて漸次増員して、新に百三十九名を迎へた。

職員數調査表

臨時赤羽病院

院	職		計	備	考
	名	人			
長	震災當時	增加人員	計	備	考
一	一	一	一		

本院の患者食炊事は、請負契約にて一日一人二十六錢であつたのが、震災後臨機的自營とし、炊事場の復舊擴張を施して試に病院自ら經營したるに、災後物價の騰貴もあり、到底災前の比例にては患者に榮養を維持せしめる事の不可能なるを認め、十月一日から一人一日四十錢に改め、十一月五日から從來の米麥飯を米飯に代へ、大正十三年一月十六日から更に一人定額を五十錢に増額した。是等の經驗に基き、患者食としては一人一日四十五錢で差支なき事を知り、二月四日から同額を以て請負を復活したのである。

第三節 作業實施の狀況

一、職員執務の狀況

震災直後に於て職員は窮乏と不安との間に、殆ど不眠不休の活動を續け、其の後も暫くは公休日を廢して献身的に劇務に従事したのである。漸

次設備と人員と加つて來て、秩序の恢復するに伴ひ、十一月頃から職員交代に一週一日の休務を實施して、休養する事が出来る様になり、翌年一月中旬の頃から全く平常の如く執務する事が出來た。

二、患者の取扱及其成績

震災直後は勿論臨機的に、其後も臨時の必要に鑑み、治療券制度を一時停止して一般罹災者の爲めに門戸を開放したる爲め、患者は續々として増加し、入院患者も殆ど病床を滿たし、外來患者に至りては一日千二三百名に達する事もあり、震災救療の目的は充分豫定通りに遂げられたるもの如くであつた。翌年四年以降は、一般開業醫師及私營病院の復活を顧慮し、治療券を以て取扱患者に制限を加へる事となり、漸次患者の來院を減少したるも、尙震災前の狀況に比較すると著しき増加を見て居る。

九月一日から翌年六月三十日迄に取扱つた患者の數は
入 院 二千八百七十八名

各科別	月別											
	大正十二年九月	十月	十一月	十二月	大正十三年一月	二月	三月	四月	五月	六月	計	
眼科	四六	一、六九	二、三四	二、五九	一、八二	三、五五	三、三五	二、六五	二、六三	二、〇八	三、四九	
耳鼻科	一、一五	八四	一、四八	一、八四	一、六七〇	三、四九	二、八四九	二、三六	一、八六九	一、九〇〇	一、九〇〇	
皮膚科	三六	一、〇三	一、二六	一、四七	一、五七〇	一、〇〇三	一、四九	一、四九	一、三六	一、九四九	二、九四九	
婦人科	一、五九	八五二	一、二九四	一、五八	一、三三	一、八五〇	二、三三	二、四七	二、五八	一、九四四	一、六、二四	
外科	三、〇五	一〇、三〇	三、七九	一、〇三	三、六〇六	一、七九八	三、六八	一、八〇六	一、七二二	三、三三	一、四、八四	
合計	三、〇五	一〇、三〇	三、七九	一、〇三	三、六〇六	一、七九八	三、六八	一、八〇六	一、七二二	三、三三	一、四、八四	

大手術施行數表

(自大正十二年九月臨時赤羽病院調査)
至大正十三年六月

各科別	月別											
	大正十二年九月	十月	十一月	十二月	大正十三年一月	二月	三月	四月	五月	六月	計	
外科	一	二四	一五	一	三	四三	四三	一六	一六	三五	九四	
婦人科	五八	二二	一一	一五	九七	三四	一六	一六	一六	三一	八一	
計	五九	二六	一六	一六	一〇〇	七七	七七	三二	三二	六六	一八五	
外科	四〇	四四	四六	四	六	三三	三三	一〇	一〇	二八	四三	
婦人科	一五	二二	一一	一五	九七	三四	一六	一六	一六	三一	八一	
計	五五	六六	五七	一九	一〇三	六七	四九	二六	二六	五九	一二四	
合計	一〇〇	一一〇	一〇三	三三	一〇三	一〇〇	九二	四二	四二	八七	二〇九	

分娩取扱數表

(自大正十二年九月臨時赤羽病院調査)
至大正十三年六月

月別	件數		月別	件數	
	件	數		件	數
大正十二年九月	一〇	一〇	大正十三年一月	二六	二六
十月	九	九	二月	二五	二五
十一月	三	三	三月	二五	二五
十二月	一	一	四月	二五	二五
合計	一八	一八	合計	一〇一	一〇一

三、防疫業務及傳染病取扱

本院には震災當時多數の避難市民を收容したので、防疫上の注意を必要とし、殊に引續き水道の斷水、飲食物の不完全等により、傳染病の發生せむ事を虞れ、或は外來便所の設備、便所及下水、塵溜等の消毒防腐を勵行し、且飲料として使用したる井水は總て煮沸したる後分配したのである。又入院患者の中、肺結核患者を別棟に區別することも、非常の際困難を伴ふ

たに拘らず之に打勝つて嚴に區別した。斯くて院内に於て二名の看護婦が腸チフスに罹つたのと、入院患者中に次表の傳染病を發見したのとを外にして、院内で感染したと思はるゝ傳染病は遂に之を見なかつた。本院に於ては傳染病患者は收容せぬ規定であつて、疑しき症狀を有する者は、一時隔離室に入れて経過を見たる上、傳染病と決定した者は、市の傳染病院に轉送するを常とした。此の如く本院で傳染病と決定したのは次の六十七名である。

傳染病患者表

(自大正十二年九月 至大正十三年六月 臨時赤羽病院調査)

病名	月別											
	大正十二年九月	十月	十一月	十二月	大正十三年一月	二月	三月	四月	五月	六月	計	
腸チフス	一	二〇	一三	四	五	一	四	一	一	一	五〇	
パラチフス												
赤痢		五	一	一							六	
症熱												
紅熱												
合計	一	二五	一三	五	七	一	八	一	二	四	六七	

四、調劑作業

本院調劑部の作業成績として見るべき投薬数は次表の如くである。此外本院では臨時救済部配給部の組織完備するに至る迄、末梢機關に對する器械藥物等の配給業務に任じ、又臨時芝病院及臨時赤羽乳兒院に對しては終始調劑の補助に任じた。

投薬延日數表

(自大正十二年九月 至大正十三年六月 臨時赤羽病院調査)

月別	入	院外	來	計
大正十二年九月	一、九八五		五、七八八	七、七七三
十月	七、五四三		一七、四一九	二四、九六二
十一月	一一、三六六		二五、一一一	三六、四七七
十二月	一三、七九三		二九、九六六	四三、七五九
大正十三年一月	九、四八六		二三、三三一	三二、八一七
二月	九、八一二		三三、七三九	四三、五五一
三月	一〇、四三〇		三九、三六七	四九、七九七

月	別	入	院	外	來	計
大正十三年四月	月		一〇、〇〇五		二七、七七六	三七、七八一
五月	月		九、六四二		二七、九八二	三七、六二四
六月	月		六、三九一		二四、二三四	三〇、六二五
合計	計		九〇、四五三		二五四、七一三	三四五、一六六

第四節 高貴の行啓、台臨並御下賜品傳達

附 篤志家の慰問

皇后陛下行啓

大正十二年十月二日午前十時三十分 皇后陛下には大森皇后宮太夫其他供奉官を随へさせられ、畏くも本院に行啓仰出され湯淺警視總監、山梨警備司令官の御警備にて御著遊ばされた。本會にては總裁 閑院宮殿下、徳川會長、蜂須賀副會長、二條理事長、小橋事務取扱、北里醫務主管御出迎へ申上げた。

陛下には畏多くも便殿に充て奉りたる、新造調劑部の極めて粗末なる一室に御小憩の後、收容罹災傷病者を病床近く親しく御慰問遊ばされたる後、午前十一時四十分還啓仰出された。

院長は至仁至慈なる 陛下の大御心に恐懼感激し、御還啓の後職員一同に訓示して、益々奉公の誠を瘁さむことを誓つた。

閑院宮殿下台臨

本會總裁 閑院宮殿下には、大正十二年九月十八日吉崎御附武官及松井事務官を随へさせられ本院に台臨あり、徳川會長、蜂須賀副會長、北里醫務主管、島田理事長等奉迎申上ぐ。殿下には患者救療狀況並に病院被害の程度等を親しく御巡閱遊ばされ、真に畏多き事であつた。

久邇宮邦彦王妃殿下台臨

大正十二年九月二十七日 久邇宮邦彦王妃殿下、野村事務官を随へさせられ、皇族御一同の御總代として、罹災患者御慰問の爲め來院遊ばされた。

徳川會長、蜂須賀副會長、北里醫務主管、島田理事長以下各部長等御出迎へ申上ぐ。殿下には親しく各病室を御巡視の上、患者に對し御菓子を下賜せられ、一同感涙に咽んで之を拜受した。

御下賜品傳達

大正十二年十二月二十五日畏くも
皇后陛下には罹災患者の寒苦を憫ませ給ひ、本院收容患者全部に對し、綿入衣服の御下賜があつた。

病院長は思召を奉戴し、延喜聖帝の古事や、照憲皇太后の御製等を想起して、感激措く處を知らず、同日各病室に就て「一日も速に快癒して各其業を勵み、大御心に副ひ奉るべき」旨を訓諭し、本部から送つた「御下賜品を御渡するに就て」と題する印刷物を添へて、各患者に御下賜の衣服を傳達した。

大正十二年十月十八日
各宮殿下から入院患者に衣服を下賜せられ、是亦有り難き思召を傳へて

夫々患者に分配拜領せしめた。

大正十二年十月十八日宮家總代御使として宮中顧問官川島令次郎氏來院の節、患者一同を慰問せられたる外、一般篤志家の來問も多くあつたのであるが、當時繁忙の際記録に漏れたるもの多く、全部を茲に網羅するを得ざるを遺憾とし、一般的に其厚意に對して茲に深き感謝の意を表して置く次第である。

第五節 臨時事業整理

臨時救療事業は一般に六月末日を以て終結する事となつて居るので、本院に於ても既に五月頃から著々整理の方針を定め、入院患者を制限して病床を減少し、臨時増加職員も必要以外の人員は夫れ／＼他に職を求めしめて、六月末に至り之を整理し、七月一日から略震災前の制度に復舊した。但本會の方針に基き、災前の施療病床百五十床の外、有償病床として臨時増加病床中から百床を殘したのと、臨時期に開始した齒科診療を繼

續したのが主なる進展である。
本院の名稱は七月以後「恩賜濟生會病院」なる舊稱に復した。

第二章 臨時麴町病院

本院は平時の「恩賜濟生會病院麴町分院」を臨時擴張したるものであつて、其作業期間は、大正十二年九月一日から大正十三年六月三十日迄である。

第一節 罹災の概況及之に對する臨機處置

一、建造物其他の被害

院内大小の建造物中、震災に依り手術室の基礎が少し低下したる外、倒潰傾斜したものはなかつた。只一般に屋瓦の剥落と、塗壁の剥脱龜裂とは免れぬ所であつた。

検査室、調劑室、診察室等の藥物瓶類及戸棚等に破損した物があつたが、被害は幸ひに貴重品に及ばなかつた。

水道、電燈、瓦斯の諸装置は破損し、供給一時全く停止したる爲め、大に不便を忍ばねばならなかつた。

二、職員の罹災

一六六

職員中には死傷者は無かつたが、内科醫長出井軍醫正は留守宅に於て二兒を失ひ、一女は受傷し、痛措の至りに堪へぬ次第であつた。職員中住宅の罹災者は全焼三名、倒潰一名、半潰二名であつた。又所有品の全部又は一部を其の宿に於て焼失した者は、醫員囑託及臨時補助員中に六名、看護婦小使中に六名あつた。

是等の罹災職員が一身を顧みずして、災後の非常勤務に精勵したことは、臨時赤羽病院と同様である。

三、患者の避難

九月一日正午前大激震發生時、本院には入院患者七十三名あり、外來患者は當日百三十餘名中、一部は未だ診察室等に殘つて居つたが、震動の來るや、外來患者の方は適宜に歸宅させ、職員は全力を以て入院患者の搬出、各室防火處置に奔走し、一先づ屋外に出したる患者を、更に表門前に在る堤

防上の草地に集結し、寢具、治療材料其他必需品を搬出して、此處に避難露宿の設備を整へたのである。

當時岩田病院長は陸軍々醫學校校長室に在つたが、第一震と共に出て、同校及病院を急速巡視し、救護其他を指揮督勵し、職員一同は、各方面の火災に自宅の安否を顧る遑もなく、患者避難所の設備、食糧用水の補給等に努力した。

次で一日の黄昏に及び、麴町方面の大火は益々延焼して、病院も亦危険を感ずるに至りたるを以て、第二避難地として、近衛歩兵第一、同第二兩聯隊及陸軍士官學校に避難所設置の交渉中、風向一轉漸く類焼の厄を免れた。第二日には尙餘震頻々として來り、患者も不安を感ずるの狀あるを以て、依然屋外院庭に於て避難させ、第三日に至つて、漸く屋内雨漏少き場所に收容する事が出來た。

四、罹災傷病者の救護

震災直後に於ては、本院の醫員の大部分は、其本務たる軍職の方面に於て活動したる人多く、本院としては當時罹災地に進出して治療に従ふの餘力なく、又多數の傷病者を容るゝ設備もなく、餘儀なく此非常時に際し、既に收容しある患者を保護するの外、全力を盡して外來傷病者の救護に當り九月中旬の頃本會の臨時治療方針確定と共に、大に積極的活動を開始するに至つた。

五、糧食及水の補給

本院の炊事は自營であつて、震災當時在庫白米は數日をも支へ難き少量を除せるに過ぎず、更に今後は職員の臨時給養をも要するに際し、此の大震災に於て在京物資の大部は失はれ、交通は杜絶したるが爲め如何にして之が補給を行ふべきかに就ては、實に責任者の苦心焦慮する所であつた。

附近を漁る買収は無効に終り、常時の米穀納入者は牛込區に在住せる爲め、倉庫の焼失を免れたるも、此窮乏時に食糧を他區に搬出することは周囲の壓迫に會ふて之を許さず、止むなく陸軍々醫學校、麴町區役所、濟生會本部、東京偕行社等から、順次好意の割愛を受けて一時を凌ぎ、九月十日漸く納入商人から正規の買入を爲し得るに至る迄、一時は食量を制限して、一食握飯三箇(約一合五勺)から二箇に減じ、患者には一日三食中二回は握飯、一回は粥食とし、職員及患者附添人には玄米の握飯一食二箇宛を給して居つた。又搗臼を借り、厨夫等をして玄米を半搗米に精白せしめ辛ふじて患者には玄米を與へる事なく經過した。

之に反し副食物は、平素納入して居つた八百屋から野菜二車輛分を買収する事が出来、七日頃には陸軍々醫學校から生牛肉、白魚等の分配を受け、困難時にも拘らず、比較的食膳を賑はす事が出来た。入院患者の中、退院後其の當時を回想して、左の如き感謝狀を寄せて來たのが、あるが、當時の状況を語つて眞に迫るものがあから茲に之を抜萃して置く。

「當市の各市民は蚊の泣く有様に衣食住に差支へ甚だ困難致し居りましたにも拘らず私共多くの患者は御院へ入院御許可になつて居りました爲め御院御一様は大切なる一家を打ち捨て、吾々一同を何事もなく御助け下さいました深き情の程を思ひやり其上市民一同は外科内科病に苦しみ充分治療を受ける事も叶はず又玄米を少しづつ頂き居る場合に私共一同の者は何と仕合で御座いましたやら御院では玄米を手つきにして白米にして下さいましたあの場合すら其れ程迄に患者の身を御愛情下さる御院の厚き賜を深く感謝云々」

上水道の斷水は井戸を持たぬ本院に取つて一大厄難であつた。近接の陸軍々醫學校にも堀井戸なく、附近の民家に稀にあつても、需要過多の爲め忽ち涸渴し、止むを得ず厨夫小使雜使婦は勿論、患者附添人迄手傳つて、四丁を距つる牛込見附内市設撤水用井水を運んで使用し、九月六日頃から漸く上水道の水を得るに至る迄、多大の勞役を要したのである。又電燈の代用には、非常用として備付けたる蠟燭を使用し、一方之が補充に努めたるも充分ならず、遂に種子油の燈火を工夫して十餘日を支へた。

六、構内取締及火災警備

震災後本院に隣接せる陸軍々醫學校は、軍憲の命に依り警戒を嚴にする事となり、本院は自然其警戒區域内に入りたる爲め、平素の取締警備を一層勵行するの外、門衛所に小使を常置し、九月三日から十三日迄は軍憲の差遣したる歩哨兵と共に、九月十五日から二十一日迄は在郷軍人會仙臺支部救護班應援隊と共に、出入者の取締及院内巡察に任せしめた。門衛所詰切勤務は病院の臨時擴張と共に益々必要を認め其後も繼續存置した。

第二節 臨時事業擴張

一、修理擴張工事及病床増設

在來の建築物は應急的修理を急いで九月中旬假工事を終へ、漸く一時的

使用に間に合せ、本修繕は翌年の四月に入りて始めて著手する事が出来た。修繕とは云へ工事は相當廣汎にして、或は一部の擴張的模様替もあり、二箇月を費して略完成したるも、煉瓦防火壁の修築の如き一部の工事は、災後一箇年に及んで未だ復舊に至らざるものもあつた。又臨時救療事業擴張に伴ふ假病室の建築は、九月中旬に議定せられたるに拘らず、本部に於ける當事者の異動、其他一時に急設を要する他の病院等の工事の爲め、殆ど手の廻らぬ有様で、病院當事者の焦慮にも拘らず、十一月十四日に至つて漸く新築に著手し、十二月十五日略落成し、水道、電燈の引込に再び時日を空費して、漸く一月中旬から之に患者を收容する事が出来た。本院の病床は災前八十床、非常收容百四十名となつて居つたのを、以上の工事に伴つて二百床に増加することが出来た。

二、 蒸汽機關設置

本院には震災前未だ蒸汽機關の設備がなく、震災前には専ら瓦斯を使用

して居つた。漸く大正十二年度の計畫中に、小規模の設計を以て之を設備する事に決定し、將に著手せんとせる際震災に會つたのである。爾來益々其必要を昂めたるを以て、更に手術室用の外、各室暖房用を兼ねて、稍大なる機關を設備し、翌年二月中旬から之を使用するを得て諸般の作業に著しき便利を加へた。

三、 職員増員

本院の職員は平時人員九十名であつたのを、次の表に見る如く臨時に四十九名の増員が行はれた。

職員數調査表

臨時麴町病院

職名	平時人員	臨時人員増	計	備考
院長	1	1	2	
副院長	3	1	4	
醫師	1	1	2	